

(1) 伊勢管理計画区

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	伊勢磯部線	<p>①基本方針 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は垂鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路(歩道)	朝熊山登山線	<p>①基本方針 伊勢神宮内宮と朝熊山を結ぶ歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
	近畿自然歩道線	<p>①基本方針 伊勢から朝熊山を經由し鳥羽へ至る歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	神前岬周回線	<p>①基本方針 神前岬からの展望を活かした自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	各路線共通	<p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根(片流れを除く。)とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	二見浦池の浦北浜	<p>①基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	伊勢神宮内宮	<p>①基本方針 伊勢神宮内宮を訪れる利用者の休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	朝熊山 音無山	<p>①基本方針 自然探勝、ピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
	各地区共通	<p>②建築物</p> <p>ア. 規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。</p> <p>イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類</p> <p>ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。</p> <p>イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。</p> <p>ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化</p> <p>ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
宿舎	池の浦	<p>①基本方針 周辺探勝及び海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは原則として既存の高さを超えないものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④修景緑化 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
休憩所	二見浦	<p>①基本方針 町並み景観に配慮するとともに、風致景観の維持を図るものとする。 また、自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②位置、規模 道路からの壁面後退距離を可能な限り確保するとともに、建築物の高さは原則として既存の高さを超えないものとする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行う。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
野営場	池の浦	<p>①基本方針 海水浴等、水辺利用及び自然探勝利用者のための野営施設として、風致の維持を図るものとする。</p> <p>②建築物 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>③テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等、周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>④修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を伴う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
運動場	池の浦	<p>①基本方針 主として滞在利用者を対象とした運動場として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
運輸施設（一般自動車道）	朝熊山登山線	<p>①基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
水族館	二見浦	<p>①基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるよう指導する。</p> <p>②位置、規模 道路からの壁面後退距離の確保に努めるとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>③修景緑化 施設の周囲は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
博物展示施設	朝熊山	<p>①基本方針 本公園最高峰における展望を活かし、自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。</p>

②許可・届出等取扱方針

ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路（車道）	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 ウ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 エ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等、設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
<p>（5）河川管理施設及び砂防施設等</p>	<p>①基本方針 伊勢神宮参拝路から望見される五十鈴川の風致景観の保全並びに河川環境の保全に留意する。 五十鈴川、横輪川及び島路川に生息する貴重な魚類、水生昆虫等の河川生態系の保全に留意する。</p> <p>②工法 ア. 周辺地域を含めた環境保全並びに河川の生態系の保全に配慮されたものとする。特に貴重な水生生物が生息する等、河川環境については、河床の改変を最小限とする工法の採用や、魚道等の設置により水生生物の保全に努める。 イ. 工事に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。</p> <p>③材料 ア. 伊勢神宮宮域林における工作物は木材、自然石等の自然材料を用いる。 イ. その他の場所に設置される工作物等の表面は自然石又は自然石を模した仕上げとする。</p>
<p>（6）海岸保全施設等（護岸、堤防）</p>	<p>①基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。 自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>②工法、材料 ア. 工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ. 主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ. 海水浴場等、現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ. 新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ. 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景緑化を行う。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
<p>3 土石の採取ボーリング</p>	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
4 広告物等	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。</p> <p>②位置 ア. 公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ. 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p> <p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>

イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
 - ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）
- ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
- イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
- ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。
- エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

(2) 鳥羽管理計画区

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	鳥羽 ^{うかた} 鵜方線	<p>①基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は垂鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望みされる場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路(歩道)	近畿自然歩道線	<p>①基本方針 神島、答志島、菅島を巡る路線と青峰山へ至る路線で歴史探訪及び自然探勝のため、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したのものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	日向島	①基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	箱田山	①基本方針 鳥羽湾及び石鏡、相差間の優れた海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	せんが 千賀	①基本方針 的矢湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	小浜	①基本方針 休憩、海浜レクリエーション等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	答志島 岩屋 築上	①基本方針 海岸の自然探勝及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
	<p>菅島 鯨崎 菅崎</p> <hr/> <p>各地区共通</p>	<p>①基本方針 海岸の自然探勝及び休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②建築物 ア. 規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化 ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。 イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
<p>宿舎</p>	<p>小浜 答志島</p>	<p>①基本方針 鳥羽又は答志島地区の自然探勝の拠点となる施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは、極力抑制されたものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④修景緑化 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
<p>運輸施設（一般自動車道）</p>	<p>朝熊山登山線</p>	<p>①基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア．原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ．安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
<p>博物展示施設</p>	<p>鳥羽</p>	<p>①基本方針 自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。</p>

②許可・届出等取扱方針

ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路（車道）	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあつては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等の設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
<p>（5）海岸保全施設等（護岸、堤防）</p>	<p>①基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>②工法、材料 ア. 工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ. 主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ. 海水浴場等、現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ. 新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ. 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景緑化を行う。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
<p>3 土石の採取ボーリング</p>	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>
<p>4 広告物等</p>	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課との連携を図る。</p> <p>②位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p> <p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>

イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）

ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。

イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。

ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。

エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

なお、菅島における採石は、終掘に向けて関係機関と調整を行う。

(3) 志摩管理計画区

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	伊勢磯部線	①基本方針 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	鳥羽鵜方線	①基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	鵜方横山線	①基本方針 横山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	鵜方神津佐線 <small>こんさ</small>	①基本方針 志摩と南伊勢(神津佐地区)を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	賢島環状線 <small>かしこしま</small>	①基本方針 賢島への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	波切登茂線 <small>なきりとも</small>	①基本方針 登茂山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	登茂山線	①基本方針 登茂山集団施設地区の自然探勝区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	各路線共通	②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。 ③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路（歩道）	横山迫子線	<p>①基本方針 英虞湾の展望を生かしたハイキングコース、不動の滝周辺の自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	近畿自然歩道線	<p>①基本方針 太平洋岸に沿って歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	各路線共通	<p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	登茂山集団施設地区 横山集団施設地区	<p>①基本方針 優れた自然風景の展望地として風致景観の維持に留意し、施設のデザインの統一を図り、きめ細かな管理を行う。 また、自然解説のための施設の整備、充実を図る。</p> <p>②建築物 ア. 規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は最小限とする。</p> <p>④取付道路 位置、工法 必要最小限の規模とし、地形に順応した線形であって、擁壁を使用すること等により地形改変、支障木の伐採を極力少なくする。</p> <p>⑤標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑥その他の付帯施設 ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。</p> <p>⑦修景緑化 ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>イ. 取り付け道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁等を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路等利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑧残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑨管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
	わたかの 渡鹿野	<p>①基本方針 的矢湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	安乗崎	<p>①基本方針 的矢湾、国府白浜の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	賢島 大王崎 大池 浜島 福川原	<p>①基本方針 休憩及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	なんぼり 南張	<p>①基本方針 熊野灘の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	御座白浜 阿津里浜 国府 志島	<p>①基本方針 海水浴等、水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。 整備に当たっては、海浜の環境保全に努めることとする。</p>
	金比羅山	<p>①基本方針 英虞湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	麦崎 立神	<p>①基本方針 自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	広の浜	<p>①基本方針 海水浴等、海岸及び河川の水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。 整備に当たっては、海浜等の環境保全に努めることとする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
	<p>たとくしま 多徳島</p> <hr/> <p>各地区共通</p>	<p>①基本方針 自然とのふれあいのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②建築物 ア. 規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化 ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。 イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
<p>宿舎</p>	<p>登茂山集団施設地区</p>	<p>①基本方針 施設の配置に当たっては、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②規模 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを超えないこと、また主要展望地から望見した場合に、建築物が背後の山稜線を分断しないものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。 屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。 地区全体でデザイン、色彩の統一を図る。</p> <p>④付帯施設 ア. 駐車場 各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。 イ. 標識類 主要材料は、木材、自然石又はこれを模したものとすること。 色彩は原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化 海岸部、貴重な植物の生育地、稜線及び地区内の幹線道路沿線等、環境保全上重要な場所は保存緑地として確保する。 施設の周辺には出来るだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
	渡鹿野	<p>①基本方針 的矢湾周辺探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	横山	<p>①基本方針 横山地区の利用の拠点となる宿舎として、横山集団施設地区及び道路からの風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、道路からの壁面後退距離を十分確保する。建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>④修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
	賢島	<p>①基本方針 英虞湾周辺探勝の基地となる宿舎として、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②規模 ア. 建築物の高さ 建築物の最高の高さは、賢島宿舎事業地内における既存宿舎最高部の高さを超えない高さとする。 イ. 総建築面積の敷地面積に対する割合は次のとおりとする。 ア) 敷地面積が 10,000 m²以上のものについては、30 %以下とする。 イ) 敷地面積が 10,000 m²未満のものについては、40 %以下とする。</p> <p>③構造、色彩 屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。 屋根の色彩は、暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 外壁は、焦げ茶色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④付帯施設 ア. 駐車場 各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。 イ. 標識類 主要材料は、木材、自然石又はこれを模したものとすること。 色彩は、素材色又は黒色、焦げ茶色を地色とし、色数は3色以内とする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>⑤修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦廃水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
	広の浜	<p>①基本方針 先志摩半島及び和具大島探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	浜島	<p>①基本方針 施設の規模は極力抑制するとともに、海岸の風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、道路からの眺望に支障のない位置、構造とし、道路からの壁面後退距離を可能な限り確保する。 また、建築物の高さは各棟の既設の高さを超えないもので風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>④修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
	御座白浜 阿津里浜	<p>①基本方針 先志摩半島の自然探勝及び海浜レクリエーションのための基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	安乗 国府 福川原	<p>①基本方針 周辺地域の自然探勝のための基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	志島	<p>①基本方針 海水浴等、水辺利用及び自然探勝のための基地となる宿舎として、風致の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	各地区共通	<p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
野営場	登茂山集団施設地区	<p>①基本方針 海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。 また、自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図り、安全かつ快適な利用を推進する。</p>
	横山 多徳島	<p>①基本方針 自然環境教育及び自然とのふれあいに配慮した施設として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
	各地区共通	<p>②建築物 高さは極力抑制されたものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>③テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等、周辺環境との調和を図る。</p> <p>④修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
	阿津里浜	<p>①基本方針 海浜レクリエーションのための基地として、風致景観の維持を図るものとする。 自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。</p> <p>②建築物 高さは13m以下とする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色とし外壁は茶系色とする。</p> <p>③標識類 規模、本数は必要最小限とし、主要材料は木材、自然石等の自然材料とし、統一したデザインとする。 色彩は原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設 ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。</p> <p>⑤修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑧管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
駐車場	賢島	<p>①基本方針 賢島周辺及び英虞湾めぐりのための駐車場として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を図る。</p> <p>②建築物 ア. 規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図るよう指導する。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④防護柵 原則として木材又はこれを模したものとし、色彩は茶系色とする。ただし、車止め等、強度確保のためにやむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>⑤工法等 工事に当たっては、植生の回復の難しい風衝地であることに留意し、樹木等の現植生は極力改変しないよう努める。</p> <p>⑥修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑦残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>⑧管理方針 海食崖の崩壊や防護柵の状態を適宜点検し、利用上の安全確保のための措置を図る。</p>
水族館	賢島	<p>①基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②規模 建築物の高さは地形、植生等の条件から風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものであること。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 既存の建築物は、建替えに際し勾配屋根とするよう指導する。屋根の色彩は原則として暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>④修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>
運動場	国府 横山 賢島 渡鹿野	<p>①基本方針 各種スポーツ、レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②規模 各種運動施設、建築物等の規模は必要最小限とし、支障木の伐採や地形改変を極力抑制する。</p> <p>③構造、色彩 各種運動施設の色彩は、周囲の風致景観と調和したものとする。 建築物は、小規模な付帯施設を除き、勾配屋根（片流れを除く。）とし、屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>④修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>
舟遊場	宮の前 国府 渡鹿野	<p>①基本方針 ヨット等、海洋レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るとともに、海洋の水質保全に努める。</p>
給水施設	阿津里浜	<p>①基本方針 阿津里浜地区における給水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。</p>
排水施設	阿津里浜	<p>①基本方針 阿津里浜地区における排水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
<p>博物展示施設</p>	<p>登茂山集団施設地区 横山集団施設地区 賢島</p>	<p>①基本方針 志摩地区を中心とした伊勢志摩国立公園の自然、歴史、民族等を紹介するための施設として整備する。 地区の自然を生かし、自然探勝、自然学習、自然解説活動等、利用の充実を図る。</p>

②許可・届出等取扱方針

ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路（車道）	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあつては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(個別取扱方針) 登茂山集団施設地区とその周辺	<p>①基本方針 主要な展望地、園路等からの風致景観の保全及び地区内の風致景観の維持に留意することとする。</p> <p>②位置 展望の支障となる位置並びに園地内及び野営場内での新築は認めないものとし、既施設は地下埋設化又はルート変更をする。</p> <p>③材料、色彩 材料は極力木柱とし、色彩は焦げ茶色とする。</p>

行為の種類	取扱方針
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等、設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
(5) 海岸保全施設等（護岸、堤防）	<p>①基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。 自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>②工法、材料 ア. 工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ. 主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ. 海水浴場等、現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ. 新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ. 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景緑化を行う。</p>
2 木竹の伐採	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
3 土石の採取ボーリング	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>
4 広告物等	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。</p> <p>②位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p> <p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>

イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
 - ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）
- ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
- イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
- ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。
- エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

(4) 南伊勢管理計画区

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	鵜方神津佐線	<p>①基本方針 志摩と南伊勢(神津佐地区)を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜倉半島線	<p>①基本方針 鵜倉園地への連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各路線共通	<p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路（歩道）	相賀浦阿曾浦線 <small>あそうら</small>	①基本方針 リアス式海岸の展望地、塩竈浜の海浜植生群落等の自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等を整備する。
	浅間山登山線	①基本方針 浅間山山頂からの展望を生かした自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等を整備する。
	近畿自然歩道線	①基本方針 海岸線沿いに歩く自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等を整備する。
	各路線共通	<p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとすること。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	阿曾浦	①基本方針 贅湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	鵜倉	①基本方針 南伊勢地区のリアス式海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
	龍仙山 鶴路山 相賀浦	①基本方針 五ヶ所湾の展望及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	迫間浦 中津浜浦	①基本方針 海水浴等、水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	神前浦	①基本方針 自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	古和浦 塩竈浜	①基本方針 休憩及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	各地区共通	<p>②建築物</p> <p>ア. 規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。</p> <p>イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類</p> <p>ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。</p> <p>イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。</p> <p>ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化</p> <p>ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を指導する。</p> <p>イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
宿舎	田曾浦	<p>①基本方針 英虞湾及び五ヶ所湾探勝利用のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	相賀浦	<p>①基本方針 五ヶ所湾探勝のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	鵜倉	<p>①基本方針 周辺地区利用のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	中津浜浦	<p>①基本方針 五ヶ所湾における海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	小田ノ浦 迫間浦	<p>①基本方針 自然探勝及び海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	各地区共通	<p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは原則として既存の高さを超えないものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p>

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
		<p>④修景緑化 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
野営場	迫間浦	<p>①基本方針 海水浴等、海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜倉	<p>①基本方針 自然探勝のための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各地区共通	<p>②建築物 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>③テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等、周辺環境との調和を図る。</p> <p>④修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
舟遊場	中津浜浦 小田ノ浦 迫間浦	<p>①基本方針 五ヶ所湾、贄湾等におけるヨット等、海洋レクリエーションの基地となるマリナーとして風致景観の維持を図るものとする。 また、五ヶ所湾、贄湾等の水質保全に十分配慮する。</p>

②許可・届出等取扱方針

ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的な考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路（車道）	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあつては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等、設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
<p>（5）海岸保全施設等（護岸、堤防）</p>	<p>①基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>②工法、材料 ア. 工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ. 主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ. 海水浴場等、現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ. 新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ. 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景緑化を行う。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
<p>3 土石の採取ボーリング</p>	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>
<p>4 広告物等</p>	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課との連携を図る。</p> <p>②位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。 色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
	⑤その他 電柱への掲出は認めない。

イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）

ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。

イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。

ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。

エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

3. リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項

三重県のリゾート構想における特定施設等の大規模複合施設の取扱いに当たっては、公園の施設計画に基づく公園事業施設として適当なものについては、公園事業として取り扱うこととなり、公園事業とならない施設については、従来と同様に「自然公園法施行規則（昭和32年10月11日付け厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により取り扱う。

(1) 公園事業となる大規模複合施設の取扱い

大規模複合施設のうち、公園事業となるものについては、事業決定に際して「施設地及びその周辺地域の状況資料、施設の整備計画と環境影響予測及びその対策」等に関する資料が必要とされるため、事業執行予定者に対して、環境影響予測調査を行うよう指導する。事業執行認可までの作業手順は、第5.7のとおりである。

なお、環境影響予測調査が適切に実施されるよう、次の事項について調査を行うものとする。

①構想の内容

構想の内容について、環境に重大な影響を及ぼすと予測される要因の把握、公園事業となる施設の特等調査を行う。

②調査対象事業の把握

公園事業となる施設の他、公園事業となる施設と一体の開発が行われることになる一連の施設を含めて、調査の対象とするよう指導する。

③実施主体

調査の実施主体を明確にする。

④調査の内容

既存の技術指針、調査事例等を参考に、調査対象地域、調査項目、調査方法、調査期間等について調整を図る。

⑤代案、保全対策

環境影響予測の結果を基に、施設群の配置、規模、敷地の造成等について、代案、保全対策の必要性を検討する。

さらに、施設設計に際しては、各施設の形状、色彩、材質、デザイン及び修景の方法等について、本管理計画の「公園事業取扱方針」に準じて指導するものとする。

また、事業実施後の環境への影響について、適切なモニタリングが行われるよう事業執行者を指導するものとする。

(2) 公園事業とならない大規模複合施設の取扱い

公園事業とならない大規模複合施設については、「自然公園法施行規則（昭和32年10月11日付け厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により指導するものとする。

施設群が1ha以上の面的広がりを持つ場合には、自然公園法施行規則第10条第3項に基づき事前に総合調査を実施し、資料を添付する必要があるため、適切な調査が実施されるよう指導するものとする。

(3) 普通地域内における大規模複合施設の取扱い

普通地域内における大規模複合施設については、本管理計画の「許可・届出等取扱方針」に準じて取り扱うが、風景の保護のため、適切な保全対策が取られるよう指導するものとする。